

# みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2003/08/24 Vol. 9 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

## 印西市議会/平成 15 年第 2 回定例会報告 ( 6 )

### ～ 住基ネットを考える 2003 ( 2 )

いつもお世話になっております。印西市議会第 2 回定例会は、6 月 25 日で閉会しました。今回も、6 月議会での私からの代表質問、市執行部からの回答をご報告していきたいと思  
います。

6/11 ( 水曜日 ) に、代表質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

#### 2. 住民基本台帳ネットワークシステムの現状と今後について ( 続き )

昨年 8 月 5 日から住基ネットが稼動し始めていますが、この制度は依然として個人情報保護の上でも、セキュリティ対策上も極めて問題が多いものと考えています。私は、1999 年 8 月の住基法改正以降、2 度にわたって、一般質問でこの制度の不備を指摘してきましたが、今回改めて、現状と今後を問いたいと思います。

##### 2 - 3 住基ネットにおけるセキュリティ対策はどのように取られているのか。

その対策はどのような規定や基準があるのか。市民に公開できるものか。

( 回答 / 市長 ) セキュリティ対策につきましては、昨年の住基ネット稼動に際して、国から「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針」が示され、それに基づき全国の市町村において、セキュリティ対策、体制が整備されております。本市におきましても、「印西市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する要領」を策定し、体制を整備しております。また、本要領に基づき「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する管理基準」及び「住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書」を策定し、セキュリティ対策に万全を期しております。なお、規定や基準の公開につきましては、「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する要領」は公開できますが、「セキュリティに関する管理基準」及び「緊急時対応計画書」につきましては、内部管理上のセキュリティの観点から一部公開することはできないものもございます。

( ぐんじとしのりより / 解説 ) 多くの先進市では、公開指針を発表しています。内部管理上のセキュリティの観点という側面は理解できますが、市民が納得できる公開指針の作成を求めて参りたいと思います。また、住基ネットのセキュリティを確保する上で、重要な事項の実施状況等について、外部監査を受ける必要があると考えます ( 現在は行われておりません。 ) ので、こちらも市に対して外部監査を求めて参りたいと思います。

##### 2 - 4 住基カード発行にあたって印西市ではどのような活用を考えているのか。

( 回答 / 市長 ) 住民基本台帳法による住民基本台帳カード ( IC カード ) の空き領域を利用することができることを受け、市では平成 14 年度に IC カード検討部会を設置し、活用方法について検討をいたしました。カードを読み取るカードリーダーを始め、様々な基盤の構築も必要であることから、当面、本年 8 月からは住民基本台帳

カードのみ実施する予定でございます。今後も市民サービスの向上や行政事務の効率化のため、他市町村等の動向をみながら、多目的利用について継続的に検討していく必要があると考えているところでございます。

(ぐんじとしのりより/解説) 住基カードは、2003年8月から市町村長が当該市町村内に居住する住民(住民登録している人)の申請を受けて交付することが予定されている ICカードです。ICカードは外見は従来出回っているクレジットカードやキャッシュカードなどに似ていますが、単なるプラスチックカードではなく、超小型のコンピュータを内蔵しているものです。ですから、カード内のコンピュータに膨大な情報を蓄積することもできれば、ICカードを管理している別のコンピュータに情報を送ってそこに蓄積することもできます。印西市では、当面、本年8月からは「住民基本台帳カードのみ実施する予定」とのことです。(住基カードの中には氏名、生年月日、性別、住基コード、パスワード及び公開鍵暗号方式に対応した固有の鍵情報が登録され、公的個人認証のための電子証明書となります。印西市独自のカード利用は現在はありません。)印西市のような基本利用のみ、また独自のカード利用を行う、何れを採用するにしても、ICカードであることに違いはありませんから、住基カードを利用するごとにコンピュータに利用履歴が記録され続けます。必ずバックアップも取られ、その記録は半永久的に保存されます。個人の意思で記録を書き換えたり消すことはできませんし、いつどこでだれがどのように利用するかについても個人にはコントロールできません。ここに「住基カードの問題点」が隠されています。

#### (ぐんじとしのりから 印西市への「住基カード」利用についての再質問/抜粋)

予想しているカード利用者数はどのくらいを見込んでいるのか？

住基カード所有者が住民票コードを変更した場合、カードは再発行するのか？

その場合の費用負担はどうか？

転出者から返却されたカードの処理をどうする予定か？それは条例、規則、要綱などで規定しているのか？

カードを紛失したと申し出があった場合の対処方法は決まっているのか？

全国センター、都道府県センター、他市区町村への使用不可の連絡はどのようにになっているのか？

合併を控え、白井、本埜、印旛の状況を把握しているのか？

#### (回答/市民経済部長)

予想するカードの利用者数としましては、人口の約3%強を見込んでおります。

住基カード所有者から住民票コードの変更請求があった場合は、カードが返納になる旨を伝え、再発行は本人の希望によるものとします。また、この場合の手数料ですが、合併を踏まえ検討をしているところでございます。

住基カードの返納を受けた場合、住民基本台帳施行令により、当該住基カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じたうえで廃棄いたします。

カードを紛失した場合の対処方法は、またその連絡はどのようにするのかについてですが、住基カードの所有者から、カードを紛失した届出を受けた時は、ただちにカード運用状況を一時停止し、廃止とします。また、連絡につきましては、市町村長が都道府県知事に、都道府県知事は当該事項を指定情報処理機関に通知するものとなっております。合併を控え、白井、本埜、印旛の状況についてお答えいたします。

住基ネットの二次稼働の運用につきましては、合併協議会の住民部会のなかで、住基カードの再交付など統一を図っていく方向で検討しているところでございます。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。あるべき市政を目指して、皆様と一緒に。次回は8月末に発行予定です。今後ともよろしく願い申し上げます。ぐんじとしのり